

都市計画道路甲府外郭環状道路北区间環境影響評価準備書についての意見の概要 及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第十六条に基づき、環境影響評価準備書を平成23年9月26日から平成23年10月26日まで縦覧に供し、平成23年9月26日から平成23年11月9日まで意見を求めたところ、同法第十八条第一項に基づく環境保全の見地からの意見書は63通でした。

以下に、意見の概要及び都市計画決定権者の見解を示します。

○環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関すること

1. 環境全般に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
(1) 新たに道路沿道となる地域の中には保育園や小学校のある新興住宅地もあるため衛生的に良くない。	1. 準備書第3章に記載のとおり、計画ルートは、市街地への影響を極力避け、甲府盆地北部の山間部や住宅地を通過することとし、安全で快適な走行の確保、地域の利便性の向上を考慮しつつ、自然環境や景観、遺跡、既存の土地利用等への影響が可能な限り小さくなるよう配慮しました。
(2) トンネル構造は、地上構造以上に環境に及ぼす影響が大きい。	1. 準備書第3章に記載のとおり、甲府北部地域は、自然や歴史、文化の豊かな地域であり、武田氏遺跡など歴史的価値の高い史跡・遺跡が多数存在します。このため、重要な史跡・遺跡及びその景観等に対して、地上構造よりも影響の少ないトンネル構造主体の計画としました。その上で、重要な遺跡である「中世武田城下町遺跡」、「横根・桜井積石塚古墳群」やホテル鑑賞等の地域の環境活動が行われている相川の地下を通過するよう、トンネル区間を決定しました。 2. また、トンネル区間の地下水は低い位置にあるため、地上の隆起や地盤沈下に影響を及ぼす地表付近に存在する土壌水との関連性は低いと考えられます。なお、1号トンネルのうち、扇状地堆積物部では地表付近に地下水が存在することが確認されましたが、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法へ反映させることで、地下水の水位の影響はほとんど生じないと考えています。

<p>(3) いつ着工して、いつ完成なのかが不明であり、20年間の社会情勢の変化をみれば、今から9年後の予測など、到底無理である。準備書は供用開始の時を基準に作成されるべき。</p>	<p>1. 予測の対象時期は、「環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」(H9.12.12、環境省告示第87号,H17.3.30改正)に基づいて、供用後の定常状態となる時期として、準備書第3章に記載のとおり、幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した平成42年を対象としています。</p>
<p>(4) 基準についてはどんな根拠のもとに出されているのか理解できない。誰もが理解できるような説明を行ってほしい。</p>	<p>1. 整合をはかるべき基準等は、「環境影響評価法第四条第九項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第十一条第三項及び第十二条第二項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」(H9.12.12、環境省告示第87号,H17.3.30改正)に基づいて選定しました。</p>
<p>(5) 様々な環境影響について予測値が全て基準を満足していることに納得できない。誰もが理解できるような説明を行ってほしい。</p>	<p>1. 準備書第7章第2節に記載のとおり、環境影響評価に関する予測の手法については、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(建設省令第10号,H10.6、国土交通省令第15号,H22.4改訂)に示された参考手法及び調査結果に基づいて予測する手法により予測・評価を行いました。</p>

2. 大気質・騒音・振動に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) 完成後のトンネル出口から排出される汚染物質濃度を等濃度分布図で示して欲しい。また、その排気ガスによって環境破壊が起こる。</p>	<p>1. 準備書第8章第1節において、トンネル坑口から排出される二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響を加味した大気質の予測・評価を行いました。その結果、全ての予測地点で整合を図るべき基準等を満足することを確認しました。また、トンネル坑口周辺の二酸化窒素の等濃度分布図は準備書資料編3.大気質に示しています。</p>

<p>(2) 工事用車両の運行ルート・車両台数(時間当たり)を明らかにしなければ、既存道路に与える影響は「整合を図るべき基準等」の範囲にあるという結論は納得できない。</p>	<p>1. 工事用車両の運行を予定している路線、台数は、準備書第8章第1節、第2節、第3節に示しています。</p>
---	---

3. 地下水・地盤に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) トンネル工事により、地下水脈に変化が生じることは若彦トンネル、リニア試験線工事などからあきらかである。また、北部区間の山間部は、被圧水層の位置も比較的浅い位置にあると思われる。このため、本事業のトンネル掘削中若しくはトンネル完成後において、構造物による地下水脈の分断や地下水流動の変化、地下水位の低下による井戸・棚田等の水枯れ、温泉の泉源の枯渇、地盤の隆起や沈下といった影響は生じないのか。事前に影響が生じないことを明らかに出来ない場合には、工事を実施すべきではない。</p>	<p>1. 準備書第8章第5節に記載のとおり、温泉水は沢水やボーリング孔の地下水と明らかに水質が異なり、より深部を流動し、計画路線周辺の地下水との関連性は低いと考えられました。加えて、計画路線に関連する流域面積は甲府盆地内北側の流域面積に比べて非常に小さいことから、温泉に変化はほとんど生じないと考えています。</p> <p>2. 1号トンネル(岩盤部)、2号トンネル及び3号トンネル周辺は、岩盤部の地下水位が低い位置にあるため、トンネルの掘削中若しくはトンネル完成後において、地下水脈の分断等の影響はほとんど生じないと考えています。</p> <p>3. また、1号トンネル扇状地堆積物部については、地表付近に地下水が存在するため、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法へ反映させることから、地下水の水位への影響の低減を図ることから、井戸・棚田等への影響、地盤の変位等の影響はほとんど生じないと考えています。</p>
<p>(2) 自家用井戸、棚田、温泉の泉源に対して影響が見られた場合には補償してもらえるのか。</p>	<p>4. 準備書第8章第5節に記載のとおり、事業実施区域周辺の個別の井戸等については、事業実施段階で、井戸分布等の詳細な調査を行い、必要に応じて適切な対策を行います。</p>
<p>(3) 千代田湖の直下をトンネル掘削し、万一湖底が抜け大量の湖水がトンネル開口部より噴出することも考慮しているのか。</p>	<p>1. 準備書第8章第5節及び資料編5. 地下水に記載のとおり、堅硬な岩盤であること、千代田湖は、付近のボーリングで確認された地下水よりも高い位置にあり、千代田湖の湖水は、地下水との関連性が低いことから、千代田湖の湖水に変化はほとんど生じないと考えています。</p>

<p>(4) 地下水流の変化による地上の隆起や、地盤の沈下による影響など、地下水流の状況を十分に把握する調査を実施し、水流の方向とトンネルの関係を示してもらいたい。</p>	<p>1. 準備書第8章第5節及び資料編5. 地下水に記載のとおり、地下水の状況を確認した結果、トンネル区間の地下水は低い位置にあるため、地上の隆起や地盤沈下に影響を及ぼす地表付近に存在する土壌水との関連性は低いと考えられます。また、1号トンネルのうち、扇状地堆積物部では地表付近に地下水が存在することが確認されましたが、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法へ反映させることで、地下水の水位の影響はほとんど生じないと考えています。なお、これらの状況のイメージは準備書第8章第5節及び資料編5. 地下水に示すとおりです。</p>
<p>(5) 塚原町を囲む山々の山麓一帯は土石流危険地域の指定を受けており、北部区間の家屋は洪水による水害の被災が発生している。その下流部分にインターチェンジは造成可能か。</p>	<p>1. 当該地区においては、河川上流の山腹で発生した土石流が計画路線まで到達するか概略検討を行い、安全なルート位置を選定しております。</p> <p>2. 事業実施段階で詳細な地質調査等を行い、必要に応じて安全対策の検討を実施する予定です。</p>
<p>(6) 塚原町内は地盤が脆弱であり、地下掘削に耐えられるか。</p>	<p>1. 準備書第3章に記載のとおり、地下掘削にあたっては、掘削した壁面にコンクリートを吹き付けて固め、さらにロックボルトを打設して地山と一体化させるNATMを採用する予定です。</p> <p>2. なお、必要に応じ、補助工法を実施することを、事業実施段階で検討します。</p> <p>※補助工法とは、トンネル掘削面の安定及び地山の変位抑制のための工法で、具体的には水平長尺鋼管先受工、長尺鏡補強工等があります。</p>

4. 動物・植物・生態系に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) トンネルから排出される窒素酸化物による、オオタカやキクガシラコウモリなど絶滅危惧種に指定されている動植物に対しての影響が心配である。</p>	<p>1. 準備書第8章第8節及び第9節に記載のとおり、調査、予測、評価は「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(建設省令第10号, H10. 6、国土交通省令第15号, H22. 4改訂)に基づいて適切に実施しています。</p> <p>2. オオタカ等、生息・生育環境が保全されない又は保全されない可能性があるとして予測された重要な動植物種については、環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>3. また、工事中及び道路の供用後において、予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。</p>
<p>(2) オオタカ等の事後調査結果で、影響が確認された場合には誰が責任をとるのか。また、その際には計画の中止やルートの変更は行われるのか。</p>	<p>1. 準備書第8章第8節に記載のとおり、オオタカ等については事後調査を実施し、工事中及び道路の供用後において、予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。</p>
<p>(3) 地下水位が低下すると考えられ、それに伴い植生への影響も生じるはずである。</p>	<p>1. 準備書第8章第5節に記載のとおり1号トンネル岩盤部、2号トンネルの周辺、3号トンネルの周辺、3号トンネル以西の土工区間及び3号トンネル以西の橋梁区間では、工事の実施により土壌水に変化はほとんど生じません。1号トンネル扇状地堆積物部では、工事中の地下水の状況を観測し、その結果を施工方法に反映させる方法により工事を施工することで影響を低減することができると考えています。</p>
<p>(4) 今のままの自然環境豊かな自然の里山を残してほしい。</p>	<p>1. 準備書第8章第8節、第9節、及び10節に記載のとおり、計画路線は道路の計画段階において、大部分をトンネル構造として改変面積を極力小さくする計画とし、動物、植物、生態系への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っています。一部で生息・生育環境は保全されない可能性があるとして予測されましたが、環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>(5) 自然を破壊してまで作らなければならない道路なのか。建設後の自然保護について何の展望も示せず無責任である。</p>	

<p>(6) 動植物の個々の種がどのように関わり、全体的な自然環境を作っているのか示されていません。高位の動物 (ex. オオタカ) が生息するための、低位の動物や植生がどのように保証されるのか、具体的に示してほしい。</p>	<p>1. 準備書第8章第10節に記載のとおり、地域を特徴づける生態系として、山地の樹林生態系など、当該地域を8つの生態系に区分し、それぞれの生態系における消費者、生産者、基盤環境を整理して、食物連鎖の関係を把握しました。</p>
<p>(7) 生態系について、いくつか保全されない可能性が指摘されている。生態系の保全の観点からも、希少種の調査、保護、回避などたくさんの課題がある。</p>	<p>さらに、市街地を除く7区分について、生態系区分毎に注目種・群集の生息・生育基盤を重ね合わせ、科学的知見及び類似事例を参考に予測を行いました。一部の地域を特徴づける生態系の注目種・群集で生息・生育環境は保全されない又は保全されない可能性があると予測されましたが、環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>2. なお、工事中及び道路の供用後において、予測し得ない影響が生じた場合は、別途対策を行います。</p>

5. 景観に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) 甲府盆地に広がる山々の眺望、ぶどう棚や果樹園の四季折々の景観は山梨県民の宝である。観光客にとっても一番魅力を感じる甲府盆地に広がる山々の眺望、ぶどう棚や果樹園からの四季折々の景観を守るべき。</p>	<p>1. 準備書第8章第11節に記載のとおり、計画路線は道路の計画段階において、トンネル構造を始めとした道路構造の検討を実施しており、景観への影響に配慮し、環境負荷の回避・低減を図っています。</p> <p>2. 景観の構造に変化が生じると予測された地点については、周辺景観との調和に配慮した構造物（橋梁等）の形式、デザイン、色彩の検討等の環境保全措置を実施することで、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p>(2) 遠景ばかりであり、景観に及ぼす影響を過小に見せている。遠景だと道路の圧迫感は軽減される。もっと近景からの視点を導入すべきである。</p>	<p>1. 準備書第8章第11節に記載のとおり、調査、予測、評価は「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（建設省令第10号、H10.6、国土交通省令第15号、H22.4改訂）に基づいて適切に実施しています。</p>
<p>(3) 塚原I Cの一带の里山の風景がどのように変わるのか、塚原町や古府中町に住む住民、予定地域の住民の生活圏の範囲で具体的に示すべきである。</p>	<p>2. 景観の視点の選定にあたっては、準備書第8章第11節に記載のとおり、主要な眺望点及び日常的な視点場と景観資源との位置関係及び対象道路の位置などを踏まえ、主要な眺望景観及び日常的な視点場からの景観に変化が生じると想定される眺望点を設定しました。</p>
<p>(4) 荒川河川敷の上流に住む人にとっては甲府盆地や富士山を横切る構造物となる。敷島総合公園から富士山の眺望が問題である。</p>	

<p>(5) 現在進行中の広域農道の橋もこの景観図から抜け落ちており問題である。</p>	<p>1. 準備書第8章第11節に記載のとおり、調査、予測、評価は「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(建設省令第10号, H10.6、国土交通省令第15号, H22.4改訂)に基づいて適切に実施しています。</p> <p>2. なお、荒川河川敷公園から見た主要な景観資源である黒富士火山群及び秩父多摩甲斐国立公園については、広域農道の橋の存在による景観への影響は小さいため、広域農道を考慮した予測・評価は実施しておりません。</p>
--	---

6. 廃棄物等に関すること

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) 廃土による二次的な自然破壊を招く恐れがある。</p>	<p>1. 準備書第8章第13節に記載のとおり、建設発生土については、事業実施区域内の盛土材として再利用する計画です。また、「建設発生土情報交換システム」による工事間利用を、他の道路事業等への再利用も含めて検討し、余剰分は「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月26日 法律第48号)に基づき、適正に再利用等を図ることとしています。</p>
<p>(2) トンネル工事による残土の処分地の説明が行われていない。東側区間を高架方式とし残土処理ができない場合、大量の残土をどこに処分するのか。</p>	

7. その他

意見書に記載された意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>(1) 車・経済優先の社会は見直しの時期にきている。地球の資源のムダ使いを止め、人間が主人公で生物と共生できる、自転車、車椅子、歩行者が十分満足できる景観、健康志向の道路政策を考えるべきである。渋滞対策の工夫、交通システムの工夫、地元の知恵で色々な工夫ができる。</p>	<p>1. 準備書第3章に記載のとおり、計画路線への交通の転換による国道20号の渋滞の緩和に伴う交通流、物流等の円滑化、都市間の移動・輸送時間が短縮されることによる地域の活性化、県立中央病院への周辺地域からのアクセス時間が短縮されることによる救急医療サービスの向上が図られることから、甲府都市圏全体として必要不可欠な路線と考えています。</p>
<p>(2) 世界中が食料危機を問題にしている時、大切な農地をつぶすことに反対である。</p>	
<p>(3) 平成17年の交通センサスでは交通量が減少しており、さらに交通量が減少することは疑問の余地がなく、北部区間・南部区間とも、現在の交通量を考えると計画交通量は信用できない。計画交通量の算出根拠があいまいであり、どのような算出根拠・算出方法に基づいて算出したのか明らかにすること。</p>	<p>1. 準備書第3章に記載のとおり、計画交通量は、平成17年に全国で実施した道路交通センサスを基に将来の道路網を踏まえ、平成42年の交通需要の予測を行っています。 2. その際には、将来人口の想定、免許保有者および乗用車保有台数の将来の見通し等について条件を設定しており、将来の人口動向等の影響も勘案したものとなっています。 3. なお、愛宕町下条線の供用、国道20号竜王拡幅の供用等の最新の道路網条件も考慮した上で計画道路の交通量を予測しています。</p>
<p>(4) 果樹栽培に影響が心配。植物・農作物が排気ガスで黒くなり、果実などは食べられなくなる。</p>	<p>1. 植物・農作物については、計画段階において、大部分をトンネル構造として改変面積を極力小さくする計画とし、負荷の回避・低減を図りました。 2. なお、準備書第8章第9節に記載のとおり、調査、予測、評価は「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（建設省令第10号、H10.6、国土交通省令第15号、H22.4改訂）に基づいて適切に実施しています。</p>
<p>(5) 工事用車両が狭い生活道路を走り子供達が危険にさらされる。特に、山宮、羽黒、千塚地区の子供達が心配。</p>	<p>1. ダンプトラック等の工事用車両の通行に関しては、通学路区間に配慮しながら、朝・夕の通学時間は運行を制限する、必要に応じて主要な交差点等にはガードマンを配置する等を検討します。</p>